

デイサービス モーツアルトイのり
地域密着型通所介護・介護予防通所サービス
(デイサービス)

重要事項説明書

社会福祉法人フジの会
(デイサービス モーツアルトイのり)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号:兵庫県 第 2870500390 号)

当デイサービスはご利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

令和 7年 9月 1日 改訂版

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 フジの会
- (2) 法人所在地 京都府京都市伏見区深草泓ノ壺町37-1
- (3) 電話番号 075-643-3003
- (4) 代表者氏名 理事長 砂川 靖子
- (5) 設立年月日 昭和57年 8月 2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護サービス・介護予防通所サービス事業所
(平成12年4月1日 指定兵庫県2870500390号)
※当事業所はグループホーム モーツアルトイのりに併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話等を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご利用者に対し、地域密着型通所介護サービス・介護予防通所サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービス モーツアルトイのり
- (4) 事業所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区松原通2丁目1番17-1
- (5) 電話番号 078-682-1882
- (6) 管理者 是井 秀哉
- (7) 事業所の運営方針
- ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとします。
 - 事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとします。

(8) 開設年月日 平成 8年 7月 17日

(9) 通常の事業の実施地域 神戸市 兵庫区・長田区・中央区・須磨区

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

区分	営業曜日	営業時間	利用定員
・通所介護	月曜日	窓口対応時間 8:00～17:30	18名／日
・介護予防	～土曜日	サービス提供時間 9:00～15:30	

3. 職員の配置状況

当センターでは、ご利用者に対して地域密着型通所介護サービス・介護予防通所サービスを提供するために、以下の職種の職員を配置しています。

職種	指定基準人数	職務内容
	通所介護・介護予防	
生活相談員	3名	<ul style="list-style-type: none">利用申込者の事前面接調査、相談業務に関するご利用者の送迎計画・体制の実施地域密着型通所介護・介護予防通所サービス計画の作成うち1名は、管理者を兼ねる。うち2名は、介護職員を兼ねる。
看護師兼機能訓練指導員	3名	<ul style="list-style-type: none">ご利用者の救急安全・健康管理に関する日常動作・機能訓練の指導に関する衛生材料の保管、使用に関するかかりつけ医との連絡調整に関する
介護職員	8名	<ul style="list-style-type: none">介護プログラムの企画・実施に関する食事・入浴・排泄介助業務に関する送迎介助業務に関するご利用者の機能訓練・日常動作訓練に関する消耗品の保管、使用に関する

※職員の配置については、指定基準を満たしています。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8:00～17:00
生活相談員	勤務時間：8:00～17:00 / 8:30～17:30
2. 看護職員 (兼機能訓練指導員)	勤務時間：9:00～15:30

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 事業所が提供するサービスの概要

① 食 事 (但し、食材料費は別途いただきます。)

当センターでは、ご利用者の身体の状況及び、栄養・嗜好を考慮して、管理栄養士が献立を作り、食事を提供します。(食事時間) 12:00 ~

② 入 浴 (但し、希望者に限ります。)

入浴又は清拭を行います。

午前・午後共に入浴を行います。

(介護予防通所サービスは基本単位に含まれるため加算がありません。)

③ 排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。

④ 送 迎

ご希望により、居宅と当センターとの間の送迎を行います。

⑤ その他の自立への支援

心身の活性化のため、数多くのレクリエーションやリハビリテーションのメニューを用意しております。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービスと利用料金 (契約書第4条関係)

利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付されます。

<介護保険法による「地域密着型」通所介護費>

(令和6年6月1日より、介護保険法に伴い改正)

サービス時間	要介護度	単位 (1単位 10.54円)	保険適用時負担額 (1割負担)	保険適用時負担額 (2割負担)	保険適用時負担額 (3割負担)
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位/日	439円/日	878円/日	1317円/日
	要介護2	478単位/日	504円/日	1008円/日	1512円/日
	要介護3	540単位/日	570円/日	1140円/日	1710円/日
	要介護4	600単位/日	633円/日	1266円/日	1899円/日
	要介護5	663単位/日	699円/日	1398円/日	2097円/日
4時間以上 5時間未満	要介護1	436単位/日	460円/日	920円/日	1380円/日
	要介護2	501単位/日	528円/日	1056円/日	1584円/日
	要介護3	566単位/日	597円/日	1194円/日	1791円/日
	要介護4	629単位/日	663円/日	1326円/日	1989円/日
	要介護5	695単位/日	733円/日	1466円/日	2199円/日
5時間以上 6時間未満	要介護1	657単位/日	693円/日	1386円/日	2079円/日
	要介護2	776単位/日	818円/日	1636円/日	2445円/日
	要介護3	896単位/日	945円/日	1890円/日	2835円/日
	要介護4	1013単位/日	1068円/日	2136円/日	3204円/日
	要介護5	1134単位/日	1196円/日	2392円/日	3588円/日

6時間以上 7時間未満	要介護 1	678単位／日	715円／日	1430円／日	2145円／日
	要介護 2	801単位／日	845円／日	1690円／日	2535円／日
	要介護 3	925単位／日	975円／日	1950円／日	2925円／日
	要介護 4	1049単位／日	1106円／日	2212円／日	3318円／日
	要介護 5	1172単位／日	1236円／日	2472円／日	3708円／日
加算	体制	サービス提供体制加算(1)	22単位／日	24円／日	48円／日
		介護職員等待遇改善加算(1)	月の合計単位の1000分の92に相当する単位数		
	個別	入浴介助加算(1)	40単位／回	42円／回	84円／回
		認知症加算	60単位／回	63円／月	126円／月
		ADL維持等加算(1)	30単位／回	32円／月	64円／月
		科学的介護推進体制加算	40単位／回	42円／月	84円／月

＜介護保険法による介護予防通所サービス費＞

(令和7年4月1日より、介護保険法変更に伴い改正)

介護状態			単位(1単位 10.54円)	保険適用時負担額(1割)	保険適用時負担額(2割)	保険適用時負担額(3割)	
要支援1 (通所型独自サービス11)			1,798 単位／月	1,895 円／月	3,790円 ／月	5,685円 ／月	
要支援1 ※3時間未満 (通所型独自サービス311)			1,528 単位／月	1,611 円／月	3,222円 ／月	4,833円 ／月	
要支援2 (通所型独自サービス12)			3,621 単位／月	3,817 円／月	7,634円 ／月	11,451円 ／月	
要支援2 ※3時間未満 (通所型独自サービス312)			3,078 単位／月	3,245 円／月	6,490円 ／月	9,735円	
加算	体制	サービス提供体制強化加算I	要支援1	88単位 ／月	93円／ 月	186円／ 月	
			要支援2	176 単位／月	186円 ／月	376円／ 月	
	介護職員等待遇改善加算(1)		月の合計単位の1000分の92に相当する単位数				
	科学的介護推進体制加算		40単位／月				

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった

んお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(3)関係)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金 (契約書第5条、第7条関係)
以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

費目	料金	内容
食事代 (おやつ代込み)	1食 850円	ご利用者に提供する食事の材料等にかかる費用です。昼食代730円 おやつ120円
有料レクリエーション	材料代等の実費	ご利用者のご希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。
写真代	1枚 50円	行事やレクリエーション、遠足等の写真をご希望に応じて販売させていただきます。
複写物の交付	1枚 10円	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
連絡帳 連絡帳ケース	無料	ご家族・ご利用者・デイサービスとの情報交換ノートです。デイサービスからは血圧、体温やその日のご様子等を記入させていただきます。
オムツ代 (1枚あたり)	オムツ 200円 紙パンツ120円 パット 20円	基本的には持参していただきます。ご希望または、諸事情により、必要に応じて提供させていただきます。
その他の日常生活上必要となる物品等	実費	ご利用中、買い物の代行サービス等はおこなっておりませんので、必要な物品等はご持参ください。
洗濯代	1回 100円	要相談。
遠足等の外出	実費	遠足等の外出サービスにお誘いすることがあります。介護保険外のサービスですので、実費負担となります。
各種証明書 発行	1通1,000円	サービス領収書再発行料、サービス提供証明書作成料等の各種手続きに係る証明書作成料として。

※介護保険の改正や、社会の経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条関係）

- ① 前記（2）及び（3）の料金・費用は、月単位で月末に精算し、翌月のお支払になります。
- ② 請求書は、ご利用月の翌月の10日～15日に発行させていただきます。
- ③ ご利用料金の支払い方法は、原則として金融機関での引き落としになります。
 - ・郵便局からの引き落とし
ご利用月の翌月の25日。（手数料10円）
 - ・銀行からの引き落とし
ご利用月の翌月の27日。（手数料150円）

(5) 利用の中止等（契約書8条・17条関係）

- ① ご利用日当日または前日17:00以降のご利用取り消しについては、食材料費相当額をキャンセル料としていただきます。
- ② ご利用者が感染の可能性のある疾患を持たれた時、感染蔓延の可能性があると事業者が判断した場合、ご利用をお断りすることがあります。
- ③ 大規模自然災害の他、降雪、台風等により、サービスを提供しがたい状況があるときは、事業者の判断により営業を中止することがあります。この場合は、当日の朝9時までにご利用者へ電話で連絡いたします。（被災状況によって通信網が寸断された場合など、電話連絡ができない場合があります。被災状況に応じて利用者、ご家族にて安全の確保を行ってください。）
- ④ 施設にて感染症の流行等によりご利用者に感染の危険性がある場合は、事業者の判断により営業を中止することがあります。
- ⑤ 全館禁煙を守っていただけない方。
- ⑥ ご利用者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- ⑦ ハラスメントの禁止。利用者及び家族等からの職員や事業所に対する次のようなハラスメント行為を不信仰とみなします。
 - ・パワーハラスメント

イ) 身体的暴力（叩く、引っ搔く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）

ロ) 精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）

 - ・セクシュアルハラスメント

（職員に対する不必要的体への接触、交際や性的関係の共用、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

 - ・カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭保証の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為）
 - ・その他のあらゆるハラスメント行為
 - ・職員や事業所が以上の不信心行為が行われたと判断する場合は、状況に応

じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

（6）実習生の受け入れについて

- ① 当施設では、福祉・医療の各種養成校の依頼により、現場実習の受け入れを行っております。
 - ・介護福祉士養成
 - ・社会福祉士養成
 - ・介護職員初任者研修
 - ・介護職員実務者研修
 - ・トライやるウィーク
 - ・認知症介護実践研修
 - ・中学生や高校生のワークキャンプ
 - ・教職免許法に基づく「介護等体験」実習
 - ・その他 見学実習 等
- ② 実習生が実習期間中に一人のご利用者を受け持ち、実際の身体介助・相談援助等をさせていただくことがあります。実習生がご利用者に対して適切な援助を行えるよう、養成機関や当施設職員により指導を行っていきます。なお、実習生も当施設職員と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

5. 緊急時および事故発生時の対応について

- （1）サービス提供中に利用者の体調、健康状態が急変するなどの事態が発生したときは、速やかに医師又は、看護職員と連携の上、適切な処置を取ります。
- （2）ご利用中に受診が必要と判断した場合は、速やかにご家族様にご連絡させていただきますので、受診先の病院等にて、付き添っていただきますようお願い致します。※緊急時を除いての、ご利用中の病院や整骨院等への受診（定期受診を含む）は介護保険上、認められていませんので、ご了承ください。
- （3）サービス提供中に事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を補償します。
但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じができるものとします。転倒・徘徊・自傷等、利用者本人の責めに帰すべき事故については、誠に申し訳ございませんが、一切の責任を負いかねます。
- （4）サービス提供中に大規模自然災害等が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先して対応にあたります。その後は災害情報を速やかに集め、事業者の判断によって送迎時間、場所を大幅に変更する場合があります。なお、通信等のライフラインが寸断され、ご家族との連絡がつながらない場合、安全確保の観点からご利用者は施設にて待機していただきます。
- （5）事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練と研修を定期的に行うものとします。

6. 各種委員会の設置

- (1) 事故再発防止の委員会を設け、職員に対して周知および研修を行う等、施設マニュアルそつて発生の予防に努めることとします。
- (2) 感染症・食中毒対策に関する具体的計画を策定するとともに、委員会を設け、職員に対して、訓練並びに研修を定期的に行い、施設マニュアルにそつて発生の予防に努めることとします。
- (3) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から指針を整備するとともに虐待の発生または発生を防止するための委員会を設け担当者を置き、定期的に開催する委員会や研修を通じて職員に周知徹底することとします。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。
ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
また、指針の整備を整備するとともに委員会を設け定期的な研修を行うものとします。

7. 損害賠償について (契約書 第五章 参照)

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合や、ご利用者の置かれた心身の状況によっては事業者の損害賠償責任を減じができるものとします。
※損害賠償責任が減じられる可能性がある例
 - ・自力で歩行される方（常時介助が必要でない方）が自分の意思で歩こうとして転倒された場合
 - ・事前に心身の状況を正しく事業者へ報告していないことにより事故が発生した場合・配慮を行ったうえでも防ぎようのない事故であった場合など
- (2) 当事業所では、利用者が快適な生活が送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

<高齢者の特徴に関して>

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・介護老人福祉施設は、介護施設であり、原則的に拘束を行わないことから、転倒転落による事故の可能性があります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。

これらのことは、ご自宅でも起こりうることですので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

8. 個人情報の使用等について

- (1) 施設を利用するに当たり、ご利用者および関係者の個人情報の使用は、必要最小限の範囲内にとどめます。
- (2) ご利用期間 介護サービス提供に必要な期間および契約書期間に準じます。
- (3) 施設の利用目的
 - ① 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
 - ② ご利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - ④ ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医などの意見を求める必要がある場合
 - ⑤ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議での情報提供のため
 - ⑥ その他サービス提供において必要性がある場合
 - ⑦ 上記以外の緊急時に連絡等が必要な場合
- (4) 使用条件
 - ① 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用いたしません。
 - ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求のある場合は開示します。また、ご利用者のご希望に応じて、ケース記録等を開示します。
- (5) 施設のご利用者やそのご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用目的等をご利用者もしくはそのご家族に説明し、同意を得ることとします。
但し、以下の場合は同意を得ることなく、第三者に提供できるものとします。
 - ・実地指導等法令に基づく行政の検査や、人の生命等に関わるケース、公衆衛生の向上のために必要な場合、その他法の規定により順守すべき事項に該当する場合。
 - ・その他、ご利用者やご家族が施設に対して依頼したことを行なう場合。

9. 連帯保証人

契約締結にあたり、原則として連帯保証人を求めます。連帯保証人は、この契約に基づくご契約者の事業者に対する支払一切の責務につき、ご契約者と連帯して履行

の責任を負っていただきます。連帯保証人となられる方がおられない場合は、後見人または任意後見人（以下「後見人等」という）を立てていただくことになります。

連帯保証人、後見人等には以下を求めます。

- ① ご契約者が疾病などにより医療機関に受診・入院する場合、受診・入院手続きが円滑に進行するよう事業者に協力いただきます。
- ② 契約終了後、当施設に残された所持品（残留物）の引き取りを行っていただきます。
- ③ ご契約者が疾病などにより医療機関に受診・入院する場合、受診・入院手続きが円滑に進行するよう事業者に協力いただきます。
- ④ 契約終了後、当施設に残された所持品（残留物）の引き取りを行っていただきます。
- ⑤ 連帯保証人ならびに後見人等の住所、氏名、連絡先の変更は施設へその旨を速やかに通知していただきます。
- ⑥ 責務が果たせなくなった場合は、施設へその旨を速やかに通知し、施設の長の承認を得てください。また、原則的に代理の連帯保証人、後見人等を立てていただきます。
- ⑦ 連帯保証人の責任は極度額500万円を限度とします。

10. 苦情の受付について（契約書第23条関係）

（1）当センターにおける苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情・相談窓口（担当者）
デイサービス モーツアルトイのり
 管理者　　是井 秀哉
 相談員　　藤本 純華

（上記担当者不在の場合は、電話応対した職員が承ります。）

- 電話　　（078）682-1882
○ 受付時間：毎日 8:00～17:30
※ご意見ボックスを事務所前に設置しています。

（2）当事業所以外に、各居宅介護支援事業所・各行政区の介護保険課・国民健康保険団体連合会・神戸市消費生活センター等でも苦情を受付けています。

- 神戸市 福祉局監査指導部　　電話（078）322-6326
 平日 8:45～12:00、13:00～17:30

○養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)

電話 (078) 322-6774

平日 8:45~12:00、13:00~17:30

○兵庫県国民健康保険団体連合会 電話 (078) 332-5617

平日 8:45~17:15

○神戸市消費生活センター 電話 (078) 371-1221

平日 9:00~17:00

11. その他

(1) ご利用時に持参いただくもの

持参いただくもの	説明
連絡帳	ご家庭とデイサービスとの連絡用です。
お薬	内服薬、点眼薬、貼り薬、塗り薬等 ※服用されているお薬の追加や変更があれば、その都度お知らせいただかずか、お薬手帳、お薬の情報をご持参下さい。
入浴時の必要物品	タオル大(バスタオル) ※お名前をご記入ください。 タオル小(手ぬぐい) ※お名前をご記入ください。 替えの衣類・下着類 ※お名前をご記入ください。 石けん、シャンプー等 ※共用のボディーソープ、シャンプーリンスは デイサービスでご用意しております。 ビニール袋(濡れたタオルや、洗濯する衣類を入れさせていただきます。)
オムツ・紙パンツ・パット等	オムツ等をご使用されている方は、替えを多めにご持参ください。替えのご持参がない場合は、デイサービスのオムツ等をご使用いただきます。(有料)
上履き	館内では外履きでの移動をご遠慮いただいています。 日常的に車いすをご利用の方は、ご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、またわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、契約書に自己負担により原状に復していただかずか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
- ⑤持ち込まれる衣類、荷物には全てお名前を記入ください。忘れ物・紛失物の可能性

も高くなるため、お荷物は必要最小限でお願いします。但し、原則自己管理として頂き、一切の責任を負いかねます。(職員が関与した場合は除く)

⑥ご利用中にお金を頂くことはございませんので、金銭の持参は控えてください。紛失等の場合、責任を負いません。

⑦食中毒等の感染症予防のため、飲食物の持ち込みをご遠慮ください。

また、ご利用者同士での飲食物や金銭の受け渡しも禁止しております。

⑧携帯電話のご使用は、他のゲストへの迷惑にならないように、ご配慮ください。

下記の点についてもご理解・ご協力をお願いします。

- ・万一紛失したり故障しても施設は一切責任を負いかねます
- ・カメラ機能で他の利用者を撮影しないようにお願いします
- ・Wi-Fiへの接続はご遠慮いただきますようお願いします
- ・着信音はマナーモードでの設定をお願いします

⑨その他、施設管理上必要なことについては、職員の指示に従っていただきますようお願いします。

※ご利用中にお金を頂くことはございませんので、高額な金銭の持参は控えてください。

万が一の紛失等の場合でも、責任を負いません。

※食中毒等の感染症予防のため、飲食物のお持ち込みはご遠慮ください。また、ご利用者同士での飲食物や金銭の受け渡しも禁止しております。

(2) お心遣いについて

当法人ではご利用者、ご家族からのお心遣いをご遠慮しております。お元気に末永くご利用いただくことが、最高のプレゼントと考えておりますので、お持ちいただきました際にも、お引き取りいただくことになりますので、ご理解ください。

なお、法人運営に関して応援していただく形として、公式に「法人サポーター募集」をホームページ上（「社会福祉法人フジの会」で検索）で行っております。法人各施設をご利用される皆様へ直接還元することを目的として、法人や施設への寄付金、寄贈物品の募集を行っております。

(3) 送迎時間について

下記の時間帯に送迎をさせていただきますが、当日の天候や交通事情により、お迎え、お送りの時間が前後することがありますので、ご了承ください。

お迎えの時間 : ~ : 頃に お迎えにあがります。

お送りの時間 : ~ : 頃に お送りいたします。

※上記の送迎時間の変更をご希望される場合は、その都度、当デイサービスへお問い合わせください。

（4）写真掲載等の意思確認について

当法人では、ホームページの立ち上げ、機関紙の発行などの情報提供を行っております。その中で、行事・イベントでご利用の方々が参加されたご様子や写真等を掲載させていただいております。そこで、写真の掲載につきまして、ご利用者またはご家族のご意思を確認させていただいております。

下記の項目のところにチェックをお願い致します。（複数チェック可能）

- 写真は撮らないでください。
(ただし、状況により写ることもありますが、ご了承ください。)
- 写真を撮っていただいて結構です。
- 写真などをホームページ・機関紙などに掲載していただいて結構です。

令和 年 月 日

地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス モーツアルトイのり

説明者職名 : _____

氏名 : _____ 印

事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けること、利用料を支払うこと、個人情報を使用する項目等を含め、地域密着型通所介護サービス・介護予防通所サービスの提供開始に同意しました。また、送迎時間に関する記載と写真掲載等の意思確認のチェック欄の記入の通りに、相違ありません。

契 約 者 住所 : _____

氏名 : _____ 印

署名代行者 住所 : _____

氏名 : _____ 印

(契約者との関係) _____

連帯保証人 住所 : _____

氏名 : _____ 印

(契約者との関係) _____

8- (1) ~ (5) に基づき本人または家族の個人情報の取り扱いに同意いたします。

家族代表 氏名 : _____ 印